

総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、平成17年2月に1市3町1村が合併し、岡山県北初の10万人都市となり、新たな出発をしました。

合併後、平成18年度を初年度とする「津山市第4次総合計画」を策定し、めざすまちの姿を「キラめく未来 人と自然が活きるまち」と定め、県北の拠点都市としての役割を担うため、平成27年度を目標年次として各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行に伴う人口減少、経済の減速、地球温暖化に起因すると言われる異常気象や大規模災害の多発、情報のグローバル化、地方分権の進展など、大きく変動しており、これまで経験したことのない変革の時代に突入しています。

このような背景の中で、本計画は、著しく変化する時代に適切に対応し、本市の特性や時代の潮流の変化を的確に捉えつつ、市民の多様なニーズを把握しながら、本市が目指す姿と進むべき道筋を明らかにするための、総合的なまちづくりの指針として策定します。

本計画策定にあたっては、本市の将来の厳しい人口推計を示し、市内全域での地区別懇談会や分野別懇談会を開催するとともに、市民満足量調査を実施するなど、幅広く市民の意見を聴き、計画に活かすよう努めました。

2 計画の名称

「津山市第5次総合計画」

3 計画の構成と期間

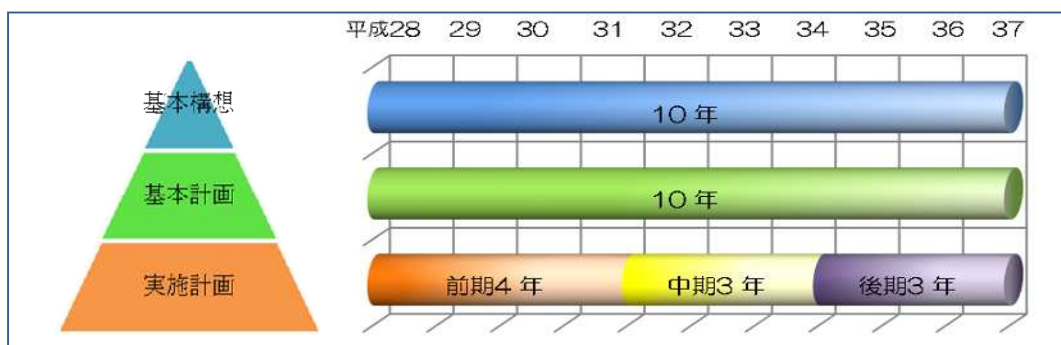
本計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

「基本構想」は、本市のめざすまちの姿を実現するための施策の基本方向を定めるものです。

「基本計画」は、基本構想に掲げる施策の方向性を具体化し、行政各分野にわたって必要な諸施策の方針など具体的な内容を総合的、体系的に明らかにするものです。

「実施計画」は、基本計画において定めた施策を着実に推進するため、年次的に具体的な事業の内容を示すものです。

計画期間は平成28年度を初年度とする平成37年度までの10年間とします。変化する社会状況に柔軟に対応するため、実施計画は、平成28年度から31年度までを前期、平成32年度から34年度までを中期、平成35年度から37年度までを後期とし、計画書は期別に作成し、効果的に事業の推進を図ります。



4 津山市の現況

(1) 位置と面積

(2) 地勢と自然

(3) 沿革

主要指標

- 1 人口（階層別・昼間）
- 2 世帯数
- 3 産業別就業者数

土地利用の考え方

基本構想

1 時代の潮流と課題

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

わが国は、少子高齢化が急速に進行し、平成20年をピークに本格的な人口減少社会へと移行しています。

本市においては、国よりも速いペースで平成7年を境に人口減少に転じ、平成17年の合併直後からこの10年間で約6千人もの人口が減少しています。

人口減少と急速な少子高齢化の進行は、労働力の減少による経済の衰退、社会保障における負担の増大、単独世帯の増加など家族構成の変化や地域コミュニティの衰退、税収の減少などを招き、必要な行政サービスの提供が困難になるなど、市民生活全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況の中で、国は地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するために、魅力あふれる地方を創生し、地方への流れをつくるという地方創生の基本方針を示したところであり、本市でも、産業の活性化はもとより、既存の社会資源を効果的に活用し、本市の特性を活かしたコンパクトなまちづくりを行うとともに、子育て世代の定住促進や子どもを安心して産み育てることができ、子どもたちが健やかに育つことができる環境を地域社会全体で整備していくことが重要です。

また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を見据えて、高齢者が地域の中で、生きがいをもって元気に暮らせる施策の推進が必要です。

(2) 地方分権の進展と協働のまちづくり

地方分権の進展により、地方自治体は自己決定、自己責任を基本に、まちの魅力や特性を活かした特色ある地域づくりや自立した行政運営ができる体制づくりが求められています。

また、市民、団体、企業などが自ら主体となって、まちづくりに参画し、協働の仕組みを強化していくことが必要であり、積極的な情報公開を進めるとともに、多様化する市民ニーズに応えられるように、効率的な行財政運営や職員の政策形成能力の向上を図っていかねばなりません。

(3) グローバル社会の進展に伴う産業構造や就業環境の変化

交通や情報ネットワークなどの発達により、経済をはじめとした観光、文化、環境、人づくりなど様々な分野のグローバル化が急速に進展しており、地域間、国際間の競争がますます激しくなっています。

経済面では、企業の生産拠点の海外への移転や集約化が進み、製造業の空洞化がますます顕著になっており、一方では新たなビジネス形態が現れ、産業を取り巻く環境は多様化しています。今後、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)など貿易の自由化による影響を受け、ますます厳しい状況になることが予想されます。

雇用面では、非正規雇用者の割合が増加し、格差社会の進行が深刻となっています。また「ニート」の増加・年長化が深刻となっており、雇用環境の改善や若者の就労意欲の向上を図ることが求められています。

本市でも、新規ビジネスなどの起業支援に取り組むとともに、地域の強みを活かした戦略的な企業誘致・企業留置により、魅力的な産業集積を図り、雇用の創出につなげていくことが必要です。

(4) 安全で安心を求める意識の高まり

近年の気象環境の変化により、大型台風の襲来や局地的な大雨などの自然災害が頻発しています。また、東日本大震災を契機として、市民の安全、安心の意識が高まり、これまでの行政機関などを主体とした防災対策を見直し、災害に強いまちづくりに向けた取り組みが求められています。

また、食に関する安全性の問題や高齢者や子どもを巻き込む犯罪の発生など、市民生活を取り巻く社会への不安が拡大しています。

すべての市民が、安全に、安心して、快適な生活を送るためには、市民一人ひとりが協力し、見守りなどの助け合いや、災害時における市民相互の支え合いなど、自助・共助を基本に、まちづくりを進めていかねばなりません。

(5) 教育環境の変化、生涯学習の推進

知識基盤社会の本格的な到来に向けて、次代を担う子どもが、主体的・能動的に考え取り組んでいく力や、社会を生き抜く力を身につける教育の推進が求められています。

しかしながら、社会の著しい変化の中で、児童虐待、経済格差の拡大による子どもの貧困、家庭・地域社会の教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は深刻な状況が続いています。学校では、不登校・暴力行為・いじめなどの問題に対応していますが、子どもたちの学力の向上、学習習慣の定着を図っていくためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担いながら、社会全体で取り組んでいかねばなりません。

また、幅広い世代の人々が、芸術・文化・スポーツなどを通じ学び合い、生涯にわたって生きがいや楽しみを感じながら、学習成果を地域の中で活かす環境づくりが必要です。

(6) 環境に配慮した低炭素・循環型社会への移行

経済の発展やエネルギー消費の増加に伴い、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの環境問題が地球規模で顕在化しています。

さらに、福島原子力発電所の事故が発生したことにより、環境問題への意識や関心が高まっており、低炭素社会や循環型社会の形成、自然環境の保全、再生可能エネルギーの普及・活用などの動きが活発化しています。

市民、行政、事業者が連携して環境に配慮した取組みを進め、人と自然が共生するまちづくりを推進していく必要があります。

(7) ライフスタイル、価値観の多様化への対応

人々の価値観が、生活のゆとりやうおいを重視し、個性的な生き方を求める方向に変化してきており、個人の価値観に合致したライフスタイルの選択、ワークライフバランスの実現が求められています。

また、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)によるコミュニケーションの形態は、人と人とのつながり方にも大きな変化を生じさせています。

こうした新しいツールも有効に活用しながら、一人ひとりがお互いを認め合い、価値観の多様性を社会全体で受け入れ、市民の自己実現、社会参加への意識を高めることにつなげていく必要があります。

(8) 地域コミュニティの維持

少子高齢化、結婚への若者の意識の変化、個人情報保護への過度な対応などにより、地域コミュニティへの帰属意識や人と人とのつながりが希薄になり、社会から孤立している人が増えており、無縁社会といわれる時代が到来しています。

一方、中山間地域の集落などでは、人口の流出や少子高齢化などの進展により、地域コミュニティの活力や自治機能の低下が懸念されています。こうした地域においては、住みたいところに住み続けられるように、システムとして地域コミュニティの維持が図られるとともに、小さな拠点づくりを進め、周辺集落と公共交通ネットワークで結ぶコンパクトビレッジを推進していく必要があります。

(9) 社会インフラなどの老朽化への対応

わが国では、高度経済成長期以降、道路、橋梁、トンネル、上下水道などの社会インフラ、教育・福祉・文化施設などの公共施設が数多く建設されました。建設から半世紀近くが経過した現在、各種施設の老朽化が進み、更新、改修の必要な時期に直面しています。

また、市町村合併により、市域に同じ機能を有する施設が数多く存在するため、人口の推移や維持管理にかかる費用も考慮し、施設の統廃合を図っていく必要があります。

本市の公共施設についても、同様に老朽化が進んでおり、類似施設が多数あることから、ファシリティ・マネジメントの観点を取り入れ、施設の機能に着目して再編を進めていかなければなりません。

2 基本理念

地域の力を活かす みんなが主役のまちづくり

本市は、先人のたゆまぬ努力によってまちが創られ発展し、自然、歴史、文化などのかけがえのない財産を受け継ぎながら、まちの魅力を形づくってきました。

今日直面する人口減少、少子高齢化、グローバル社会の拡大といったかつて経験したことがない社会情勢の中で、持続可能なまちづくりを行っていくためには、地域の力である資源、人材、特色を活かしながら、新たな魅力を創り出していく必要があります。

そのため、全ての市民が互いを尊重し支え合うとともに、一人ひとりが主役となり、生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めます。

3 めざすまちの姿

笑顔かがやく 活力みなぎる 希望あふれるまち

4 まちづくりの推進方針

つくる つなぐ つかむ 津山

めざすまちの姿を実現するために、次の3つの推進方針を掲げ、市民満足度を高めるとともに、誰もが笑顔で、活力がみなぎり、誇りと希望をもてる市民主役のまちづくりを進めていきます。

つくる

人を育み、雇用の場をつくり、活力がみなぎり、安全で安心な地域づくりを進めます。

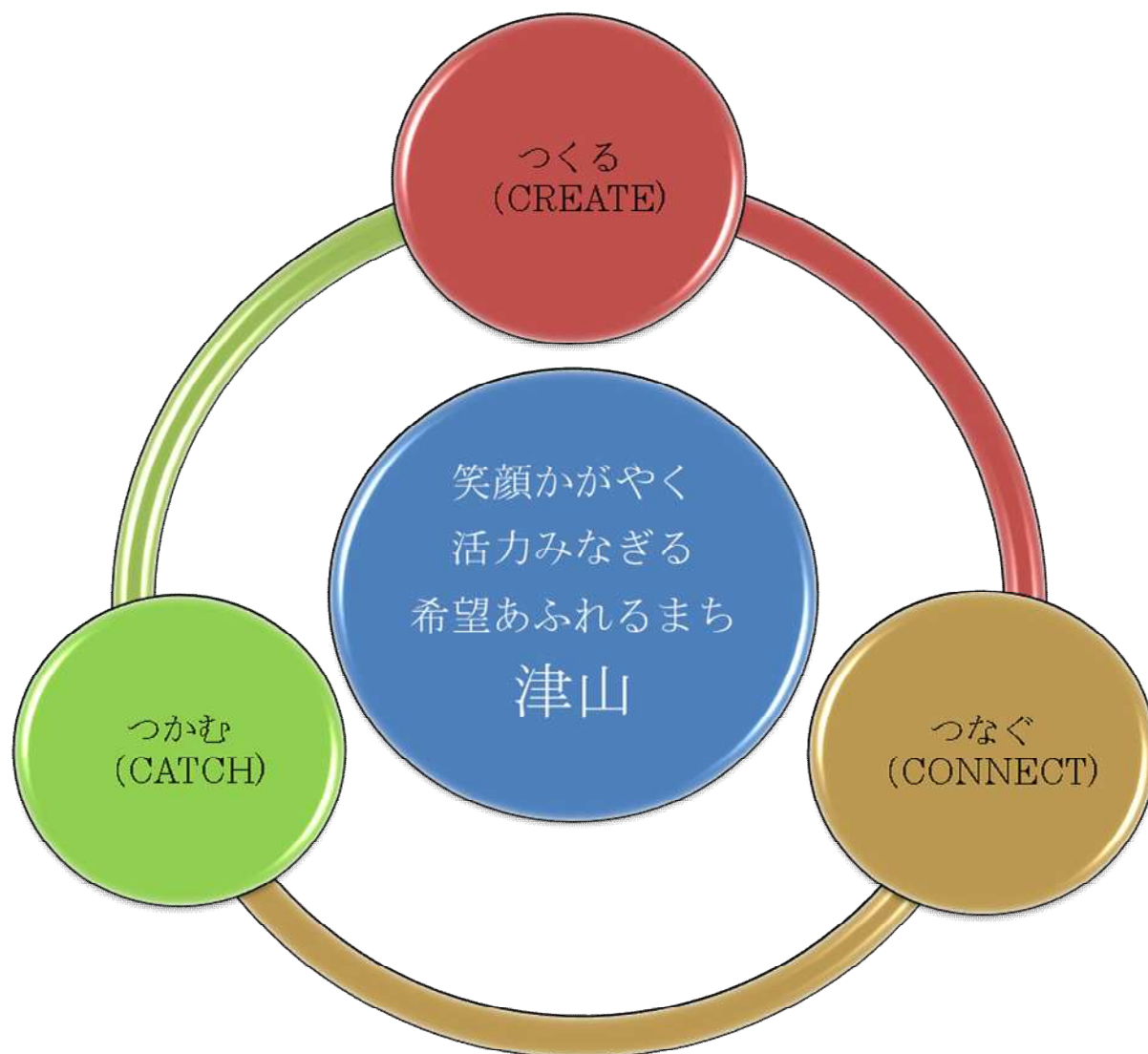
つなぐ

歴史・文化・自然を次の世代に継承していくとともに、人と人、人と地域をつなぎ、連帯感があり、絆が深まるまちづくりを進めます。

つかむ

市民の多様なニーズや社会環境の変化をつかみ、時代を先取りした効果的な政策を実行するとともに、まちの魅力を市の内外に広く発信し、人のこころをつかみ、訪れたい、住んでみたいと感じてもらえるまちづくりを進めます。

【イメージ図】



5 目標年次

この基本構想は、平成28年度を初年度とし、10年後の平成37年度を目標年次とします。

6 目標人口

進行する人口減少に歯止めをかけ、本市の人口を、平成37年(2025年)には、〇〇人 とすることを目標とします。

7 まちづくりの大綱

めざすまちの姿を実現し、市民満足量を増加させるために、次の5つの大綱を掲げ、体系的に施策の方向性を示し、まちづくりを進めます。

- (1) 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり（こども、学校教育、生涯学習、歴史文化、スポーツ）
 - ・子どもの確かな学力と社会を生き抜く力を身に付けることができる教育の推進
 - ・結婚から出産、育児までの支援により安心して子育てができるような環境づくり
 - ・生涯にわたり自主的に学べるように、文化・芸術やスポーツを楽しむ環境の整備
 - ・歴史文化資源の活用と保存への取り組み
- (2) 健やかで安心できる支え合いのまちづくり（福祉、医療、健康、人権、地域活動）
 - ・高齢者が生きがいを感じながら、生涯元気で暮らせる環境の整備
 - ・障害のある人が、自立した生活を送ることができるよう、地域社会への参加促進
 - ・地域医療や救急医療体制の充実、適切な医療・福祉サービスを提供
 - ・生活習慣病予防や食生活習慣の改善のため、健康管理、食育の推進
 - ・人や地域のつながりを大切にし、市民が生きがいを持ち暮らせる、支え合いのまちづくりの推進
- (3) 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり（産業、経済、雇用、観光）
 - ・農地や森林の多面的な機能の維持、担い手の育成、付加価値の高い農林産物の生産、農商工連携、地産地消や6次産業化の推進
 - ・次の世代につなげる地域資源の活用を図ることのできる農林業の振興の推進
 - ・雇用の創出と経済的基盤の安定に向け、中心商店街の活性化、地元企業の育成・支援、産学官での技術開発、販路開拓などの推進、企業立地の推進
 - ・企業の人材確保の支援、若者の地域企業への就業促進の推進
 - ・観光産業の育成や広域的な観光振興の取り組み
- (4) 豊かな自然環境の保全と快適にくらせるまちづくり（生活環境、低炭素、公園、上下水道）
 - ・住みよい環境と豊かな自然を、共に享受できるまちづくりの推進
 - ・多様な生物、森林や水などの自然環境の保全
 - ・エネルギーの地産地消や効率的な活用、資源循環の推進による低炭素都市の実現
 - ・公園環境の整備と緑地の保全
 - ・下水道の整備、上水道の適正な維持管理による安定的な供給体制維持
- (5) 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり（都市基盤、交通政策、防災、防犯）
 - ・消防体制の充実、自主防災・防犯組織の育成・支援、交通安全意識の高揚などの取り組み
 - ・防災・減災
 - ・計画的な道路ネットワークの整備など安全で良好な居住環境の確保
 - ・地域の拠点をつなぐ公共交通の利便性の向上の取り組み
 - ・空港津山道路などの広域幹線道路の整備とJR各線の利用促進

8 大綱の推進手法

大綱に掲げるまちづくりを実践し、効率的な都市経営を推進していくために、行政として取り組んでいく手法は次のとおりです。

(1) 共創・協働によるまちづくり

- ・行政情報やまちづくりに関する情報の積極的提供による情報共有化の推進
- ・市民ニーズや意見反映など

(2) 市政情報の発信とシティ・プロモーションの推進

- ・市政情報のわかりやすい発信
- ・ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）による情報発信の取組み
- ・シティ・プロモーション事業の取組みによる本市の魅力発信

(3) 行財政改革と情報化の推進

- ・行財政改革の推進
- ・ファシリティ・マネジメントによる施設の機能再編
- ・ICT環境の充実、推進による行政運営の効率化や市民の利便性の向上

(4) 広域行政の推進と定住自立圏の実現

- ・広域行政の推進
- ・定住自立圏実現をめざした各分野における共同体制の構築